

事務連絡  
平成29年9月22日

各 都道府県  
指定都市  
中核市  
児童相談所設置市  
保健所設置市

障害保健福祉主管部局  
児童福祉主管部局  
保育主管部局  
母子保健主管部局

御中

厚生労働省  
社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室  
子ども家庭局  
子育て支援課  
家庭福祉課虐待防止対策推進室  
保育課  
母子保健課

### ペアレントプログラムの導入促進について

子育て支援施策、障害保健福祉行政の推進について、日頃よりご尽力をいただき厚く御礼申し上げます。

昨年、発達障害者支援法が改正され、第13条において、発達障害者の家族が地域から孤立してしまったり、その結果児童虐待につながってしまったりということがないように、都道府県及び市町村は、発達障害者の家族とその関係者に対し支援するよう努めることとなりました。

また、発達上の困難や発達障害を有する子どもの育てにくさ、育児困難は虐待のリスクを増大させる要素であるとの指摘もあります。

このため、地域全体で障害のある子どもを支援することが求められ、子どもにとって一番そばにいる支援者である保護者への支援の充実が望まれています。

このような状況においては、保護者に対して楽しく子育てに臨める自信を持たせるペアレントプログラムの実施が有効であると考えておりますので、下記について、改めて幅広く周知いたします。

障害保健福祉主管部局だけでなく、児童福祉主管部局、保育主管部局、母子保健主管部局におかれましても、ペアレントプログラムの積極的な実施及び普及をお願いいたします。実施の検討につきましては、(4)のHPのペアレントプログラムの事業化マニュアルをご参照ください。

なお、各都道府県におかれましては、管内市町村（指定都市を除き、特別区を含む。）※への周知につき御配慮いただきますようお願いいたします。

※・児童福祉主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、児童相談所設置市を除き、特別区を含む。）

・保育主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市を除き、特別区を含む。）

・母子保健主管部局におかれましては、管内市町村（指定都市、中核市、保健所設置市を除き、特別区を含む。）

## 記

### (1) ペアレントプログラムとは

ペアレントプログラムは、子育てに難しさを感じる保護者が、子どもの「行動」の客観的な理解の仕方を学び、楽しく子育てに臨む自信を身につけることを目的としたものです。

保護者の認知の変容を目指した内容で、保護者支援に活用することが可能であり、地域の支援者が支援者研修を受講することで、保護者支援技術を身につけることができます。

### (2) ペアレントプログラムに参加するメリット

#### ① 保護者を前向きにする具体的な支援ができます。

育てにくさを感じている保護者に対し、子どもの個性に合った子育てを親子で実現するためのサポートを行い、保護者の子育てに対する意識を前向きにし、子育てをより楽しいものにすることで、虐待予防としての効果も期待できます。

#### ② 個別の支援計画を立てられます。

ペアレントプログラムの中で、「現状把握表」として子どもの「行動」を書き込むことで、保護者が感じている「育てにくさ」や「困っていること」の原因が浮かび上がってきます。それをもとに個別のケースに合わせた個別支援計画を立てることが可能になります。

#### ③ 保護者と支援者が協力するきっかけになります。

多様な家族形態が増えるなかで、子育てに関して誰にも相談できず、孤立しかねない保護者が多い現状があります。ペアレントプログラムでは、現状把握表を作成する中で、保護者同士が現状を共有すると同時に、支援者とも話し合う機会が増えるため、支援者との結びつきも強めることができます。

#### ④ 地域の子育て支援ネットワークを構築できます。

ペアレントプログラムで保護者が支援者とつながりをつくることで、その後の子育てを中心とした地域の支援ネットワークは強固なものになります。

### (3) ペアレントプログラムの実施導入に使える国の補助金

#### ○地域生活支援事業

発達障害者支援体制整備事業

家族支援体制整備

平成 29 年度補助単価：1 自治体あたり年額 8,576 千円

(4) ペアレントプログラムを導入するためのマニュアル等

○発達障害者情報・支援センターHP

<http://www.rehab.go.jp/ddis/%E3%81%93%E3%82%93%E3%81%AA%E3%81%A8%E3%81%8D%E3%80%81%E3%81%A9%E3%81%86%E3%81%99%E3%82%8B%EF%BC%9F/%E5%AE%B6%E6%97%8F%E6%94%AF%E6%8F%B4/%E3%83%9A%E3%82%A2%E3%83%AC%E3%83%B3%E3%83%88%E3%83%97%E3%83%AD%E3%82%B0%E3%83%A9%E3%83%A0/>

なお、発達障害・情報支援センターのHPからは、以下のカテゴリーで該当のページをご覧ください。

ホーム/こんなとき、どうする？/家族支援/ペアレントプログラム

(5) 平成30年度概算要求

平成30年度概算要求において、現在、地域生活支援事業の中で実施している家族への支援について充実するため、新たに「発達障害者及び家族支援体制整備事業」を創設し、ペアレントプログラムの導入に係る費用をはじめ、ピアサポートの推進などの事業を盛り込み、実施主体を市区町村に拡充する要求を行っています。

照会先

厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部  
障害福祉課障害児・発達障害者支援室  
発達障害者支援係長 当新卓也  
電話：03-5253-1111（3038）  
Mail：[toushin-takuya@mhlw.go.jp](mailto:toushin-takuya@mhlw.go.jp)